

オープンウォータースイミング競技規則

2012 - 4 - 1

公益財団法人 日本水泳連盟

目次

総則	1
定義	1
競技役員	1
競技役員の職務	2
スタート	5
開催地	6
レース	6
フィニッシュ	8
抗議	8
その他	8

総則

本規則は、国際水泳連盟(以下、「FINA; Federation Internationale de Natation」という)オープンウォータースイミング(以下、「OWS」という)競技規則に則り制定したものである。財団法人日本水泳連盟(JASF; Japan Swimming Federation. 以下、「本連盟」という)ならびに本連盟の加盟団体(以下、「加盟団体」という)が主催する競技会(公式競技会)と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会(公認競技会)を対象として適用される。

公式競技会および公認競技会においては、本連盟の「オープンウォータースイミング(OWS)競技に関する安全対策ガイドライン」に沿った安全対策を講じなければならない。

競技会固有の環境または条件により、必要に応じて、本連盟の OWS 競技規則(以下、「競技規則」という)を基準とした「ローカルルール」を策定することができる。ローカルルールは、競技開始前に競技者へ通知しなければならない。

第1条 定義

- 1 OWS とは、川、湖、海洋もしくは海峡などで行われる 10km 種目を除く競技と定義する。(OWS1.1)
- 2 マラソンスイミングとは、オープンウォーター競技における 10km 種目と定義する。(OWS1.1.1)
- 3 競技会の出場は、14 歳以上の競技者とする。(OWS1.2)

第2条 競技役員

競技会を運営・統括するための競技役員として、次の役職と人数をおく。

審判長(チーフレフリー) 1 名

レフリー 1 名、または複数名

スターター 1 名

計時担当員 3 名(チーフ 1 名、担当員 2 名)

チーフジャッジ 1 名

着順判定員(フィニッシュジャッジ)3 名(チーフ 1 名、担当員 2 名)

各レースジャッジ(選手 1 名につき 1 名、但し 10 km 以下のレースでは不要)

ターンジャッジ 若干名(ターンブイごとに 1 名)

安全担当員 1 名

医事救護員 1 名

コース担当員 1 名

招集担当員 1 名

公式記録担当員 1 名

通告担当員 1 名

なお必要に応じて、その他の競技役員をおくことができる。

第3条 競技役員の職務

1 審判長(チーフレフリー)

- (1) 競技者および競技役員に対し完全なる統轄権を持ち、競技規則を完全に施行し、競技会の運営にあたっては全ての事柄について最終決定を下す。また競技規則に定めがない場合も同様に最終決定を下す。(OWS3.1/2)
- (2) 競技者や競技役員を危険にさらす状況になった場合、安全担当員と協議し、レースを中止する。(OWS3.2.1)
- (3) 競技開始前および競技中に起こった事柄に関しての抗議について、裁定の手配をする。(OWS3.3)
- (4) 着順審判員の着順判定結果について、最終決定を下す。着順判定結果と記録が合わなかった場合、審判長が判断を下す。(OWS3.4)
- (5) 審判長は旗を揚げ、笛を短く吹くことで、スタートが差し迫り、大会が始まることを競技者に知らせる。(OWS3.5)
- (6) 審判長がルールに則っていないと判断した場合や、その他の競技役員が審判長に報告してきた場合、競技者を失格とする。(OWS3.6)
- (7) 競技役員の各役職を任命し、その職務の分担や指示を与え、競技の運営が公正かつ円滑に行われるようにする。なお、必要に応じて競技役員の補充や交代を命ずることができる。(OWS3.7)
- (8) 競技開始前および競技中、競技役員からの全ての報告や意見具申を受け、最終決定を下す。(OWS3.8)

2 レフリー

- (1) 競技規則が遵守されているかどうかを常に監督する。(OWS3.9)
- (2) 競技中の競技者に対し、他の競技者に対して不公平に有利にならないよう、もしくはスポーツマンらしくない妨害を行わないように指導し、もし必要であれば、失格とする。(OWS3.10)

3 スターター

- (1) 競技規則第4条に従い、審判長の合図とともに、目立つ旗を垂直に揚げ、旗を持っている腕を振りおろし、同時に競技者がはっきりと聞くことができる信号音を発する。(OWS3.11)

4 計時担当員

- (1) 計時担当員は少なくとも3名用意し、そのうち1名を計時担当主任とし、スタート位置及びフィニッシュ位置に配置する。(OWS3.12)
- (2) 計時担当主任は、スタート15分前に、全員の時計が公式競技時計(標準時)を示しているかを確認する。(OWS3.13)

- (3) 計時担当主任は、競技終了後、各競技者のタイムを記した用紙(計時担当員の署名入り)を計時担当員から集めて確認し、審判長に提出する。必要であれば計時担当員の時計を点検する。(OWS3.14/15)
- (4) 各競技者の競技に要した時間を計測する。時計は内部記憶及び出力機能を持つもので、実行委員会が承認した、正確性が証明されたものでなければならない。(OWS3.16)
- (5) スタートの合図で時計を始動させる。また、計時担当主任から指示があった時のみ時計を止める。(OWS3.17)
- (6) 各競技者のゴール後、タイムを速やかに用紙に記録し、署名して計時担当主任に提出する。(OWS3.18)

5 チーフジャッジ

- (1) 判定員の所定位置を分配する。(OWS3.19)
- (2) 大会中、レフリーからの判定を受ける業務を行い、記録する。(OWS3.20)
- (3) 大会後、各判定員からの結果用紙に署名をし、判定結果とそれを反映させた結果、順位を審判長に提出する。(OWS3.21)

6 着順判定員(フィニッシュジャッジ)

- (1) 着順審判員は、常に競技のフィニッシュがはっきりと見える、ゴールラインの延長線上に配置する。(OWS3.22)
- (2) 各競技者の着順を判定する。(OWS3.23)
- (3) 各競技者のゴール後、競技者の順位を用紙に記録し、署名する。(OWS3.23)

注:着順審判員は同一の大会で計時担当員を兼任してはならない。

7 各レースジャッジ

- (1) レース前にランダムなくじ引きを行い、観察する競技者を決め、選手伴走船に乗る。(OWS3.24)
- (2) 常に大会のルールを確認し、違反行為を記載し、早い段階でレフリーに報告する。(OWS3.25)
- (3) レフリーによって退水を命じられたことを競技者に伝える。(OWS3.26)
- (4) 担当となった競技者がアンフェアなことや他の競技者に危害を与えていないか、退水を命じる必要はないかを確認する。(OWS3.27)

8 ターンジャッジ

- (1) ターンジャッジは、コースの折り返しを表示するターンブイ付近に錨泊する船舶(以下、「ターンジャッジ艇」という)に乗船する。
- (2) ターンジャッジ艇から、競技に関し、競技前の説明会で説明されたとおりに、競技者全員が正しくコースを折返したか否かを監察し、違反があったら笛で知らせる。(OWS3.28/29)

(3) 折返し手順に関する全ての違反を用紙に記録し、署名して即座にチーフジャッジに提出する。
(OWS3.29/30)

9 安全担当員

(1) 安全担当員は、競技の実施に関する全ての安全面について、審判長に対し責任を負う。
(OWS3.31)

(2) 競技開始前に、コース全体、特にスタート地点及びフィニッシュ地点を点検し、安全性及び適切性が確保され、障害物が無いことを確認する。(OWS3.32)

(3) レースを行うのに十分な安全器材を準備し、確認する責任を負う。(OWS3.33)

(4) 大会前に潮汐や流れを提示する。(OWS3.34)

(5) 競技中、医事救護員と競技の実施が不適切な状況であると判断した場合は、レフリーにその旨を知らせ、実施されるコースや方法の変更に関する勧告を行う。(OWS3.35)

10 医事救護員

(1) 医事救護員は、競技及び競技者に関する全ての医療面および救護面について、レフリーに対し責任を負う。(OWS3.36)

(2) 地域の医療施設に競技の特性を伝え、事故発生の際には、出来るだけ速やかに医療施設に収容できるよう競技開始前に確認する。(OWS3.37)

(3) 競技中、安全担当員と競技の実施が不適切な状況であると判断した場合は、レフリーにその旨を知らせ、実施されるコースや方法の変更に関する勧告を行う。(OWS3.38)

11 コース担当員

(1) コース担当員は、設営した競技コースの正確な測量に関して責任を負う。(OWS3.39)

(2) 競技開始前に、競技コースおよび表示物(スタート地点、ゴール地点、すべてのターンパイ)の状態を点検し、全てが適切に配置されていることをレフリーと安全担当員と確認する。
(OWS3.40/41/42)

(3) 競技開始前に、ターンジャッジが配置位置についていることを確認し、レフリーに報告する。
(OWS3.43)

12 招集担当員

(1) 招集担当員は、招集エリア内の競技者の最終人数に関して、審判長に対し責任を負う。

(2) スタート地点付近において、招集エリアが用意されていることを確認する。

(3) 競技開始前の所定の時間に競技者を招集し、競技者のナンバリング(競技者番号の表示)とルールに抵触する装具(指、及び足の爪の装飾、ジュエリー、時計は装着不可)を着用していないことを確認する。(OWS3.44/45)

(4) 招集エリア内の競技者の最終人数を確認する。(OWS3.46)

- (6) スタート5分前から1分ごとのカウントが、競技者、競技役員に聞こえるようにする。(OWS3.47)
- (7) スタートエリアに置いていく服や持ち物を、ゴールエリアに安全に移動させ保管する場所を準備する。(OWS3.48)
- (8) 全ての競技者がゴールの際に必要な装備を所持し、ゴールしていることを確認する。(OWS3.49)

13 公式記録担当員

- (1) 競技出場者数、競技終了者数、競技からの途中リタイヤ者数、競技続行者数を常に把握・記録をし、水上にいる競技者の人数を管理する責任を持つ。(OWS3.50)
- (2) 全ての違反行為の詳細を記載し、署名をして、審判長に提出する。(OWS3.51)

第4条 スタート

- 1 全てのオープンウォーター競技は、競技者全員が固定された壇上に立つか、もしくは、泳ぎ始めるのに十分な深さの場所に立ち、スタートの合図でスタートする。(OWS4.1)
 - (1) 固定された壇上からスタートする場合は、競技者の立ち位置は無作為の抽選によって決められる。(OWS4.1.1)
- 2 招集担当員はスタート前 5 分から 1 分ごとにカウントし、競技者及び競技役員に知らせる。(OWS4.2)
- 3 エントリー数が多い場合、男子競技及び女子競技は別々にスタートする。男子競技は全て女子競技の前にスタートする。(OWS4.3)
- 4 スタートラインは、水面の移動可能な器具(ロープ等)により、はっきりと表示される。(OWS4.4)
- 5 審判長は旗を真っ直ぐに揚げ、ホイッスルを短く吹いて、スタートが近いことを知らせる。また旗をスターターに向け、競技がスターターの指示の下にあることを示す。(OWS4.5)
- 6 スターターは、競技者全員からはっきり見える位置に配置する。(OWS4.6)
 - (1) 壇上からのスタートの場合、スターターの「位置について」の指示で、競技者は少なくとも一方の足を壇上の前に出しスタートの態勢をとらなければならない。(OWS4.6.1)
 - (2) スターターは全員の準備が整ったと判断したら、スタートの合図をする。(OWS4.6.2)
- 7 スタートの合図は、視覚と聴覚の両方に訴えるものでなければならない。(OWS4.7)
- 8 競技規則 6 条 3 項に従い、レフリーの判断によりスタートの際に競技者を害する行為をしたと判定した競技者には黄旗もしくは赤旗を提示する。(OWS4.8)
- 9 全ての選手伴走船はスタート前に所定の位置につき、競技者の邪魔をしないようにする。また競技者をピックアップする際も他の競技者の邪魔にならないようにする。(OWS4.9)
- 10 男子競技および女子競技は、同時にスタートできるが、その他すべての点で両競技は別々の種目として取り扱われる。(OWS4.10)

第5条 開催地

- 1 開催地は安全性を考慮し、流れがゆるやかで、海水、淡水もしくは汽水の水域とする。(OWS5.2)
- 2 開催地の使用に関する適合性の証明書は、該当する現地の衛生機関及び安全機関が発行する。一般的に、この証明書は水質純度及び他の要因からの物理的安全性に関するものでなければならない。(OWS5.3)
- 3 コース上のすべての地点は、スタートおよびゴール地点を除き、水深が1.4m以上でなければならない。(OWS5.4)
- 4 水温は最低16℃とする。レース当日のスタート2時間前にレース中間地点の40cmの深さで測定する。これはテクニカルミーティング(監督者会議)中に決めるレフリー1名、OC1名、コーチ1名が同席し行う。(OWS5.5)
- 5 コースの折返しは、ターンブイ等ですべて明確に表示されなければならない。(OWS5.6)
- 6 ターンジャッジ艇等は、競技者の折返しの視野を妨害しないように配置される。(OWS5.7)
- 7 ターンブイ等及びターンジャッジ艇は、全て定位置に固定され、潮の干満、風もしくはその他の動きに影響されないものとする。(OWS5.8)
- 8 フィーディングステーションは干満や風や人の動きによって動かないようにしっかり固定し安全性を高めておく。(OWS5.8)
- 9 フィニッシュへの最終アプローチは、目立つ色のマーカーまたはガイドロープではっきりと表示する。(OWS5.9)
- 10 フィニッシュは、垂直面ではっきりと明示し、表示する。(OWS5.10)

第6条 レース

- 1 全てのオープンウォーター競技はフリースタイルで行われる。(OWS6.1)
- 2 レースジャッジは、ペーシングもしくはスリップストリームにより不公平な利点を得ている競技者に対し、他の競技者から離れるよう指示する。(OWS6.2)
- 3 失格処分までの手続き
 - (1) 審判長、レフリーの判断により、妨害や故意による接触、ペーシング、スリップストリームで不公平な利点を得ているとされた競技者、選手伴走船に対して、以下の方法で失格処分を課す。(OWS6.3.1)
 - 1 回目の反則：
当該競技者の番号を記載したイエローフラッグかイエローカードを掲示する。
 - 2 回目の反則：
レフリーが当該競技者の番号を記載したレッドフラッグかレッドカードを掲示し、2回目の違反行為であることを知らせる。当該競技者は失格となり、速やかに退水し、選手伴走船に乗船し再びレースに参加することはできない。

(2) レフリーが当該競技者、選手伴走船の行為を「スポーツマン精神に反した行為」と判断した場合、レフリーはただちに当該競技者を失格処分とする。(OWS6.3.2)

4 選手伴走船は競技者がパッキングや流れを利用しないように、直前を動くことはないようにする。(OWS6.4)

5 選手伴走船は競技者のステーションとして、競技者の横、前方、もしくは中間にいないとしない。(OWS6.5)

6 競技者は、競技中に海底に立っても失格にならないが、歩いたり、ジャンプしたりしてはならない。(OWS6.6)

7 競技者はあらゆる固定もしくは浮き装置から支援を得てはならない。明らかに競技続行困難な状況にある競技者への医事救護員らによる医療行為も、失格処分にあたる。(OWS6.7)

8 選手伴走船はレースジャッジ、クラフトを操縦するのに必要な最低人数を乗せていなければならない。(OWS6.8)

9 競技者は、スピード、持久性もしくは浮力を高めるような装置を使用もしくは着用してはならない。ゴーグル、最大2枚までのキャップ、ノーズクリップ及び耳栓の使用は可とする。(OWS6.9)

10 競技者は、グリースもしくはその種の物質を使用することが出来るが、審判長の判断により過度の使用にならないことを条件とする。(OWS6.10)

11 他の人が入水し、競技者のペース作りをすることは禁止する。(OWS6.11)

12 フィーディングステーションや選手伴走船から競技者のコーチがコーチングしたり、指示を与えたりすることができる。ただし笛の使用は禁止。また、フィーディングポールは5m以内とし、フィーディングポールの先端はロープやワイヤーが垂れさがってはいならず、国旗の装飾のみが許される。国旗はフィーディングポールに装着することが許され、30×20cm以内のものとする。(OWS6.12)

13 フィーディングステーションにて栄養物を摂取する場合、競技規則6条6項が適用されるが、競技規則6条7項に違反してはならない。(OWS6.13)

14 どの競技者も、背中の上部、腕、手に油性のインクで競技者番号をはっきりと表示(ナンバリング)しなければならない。(OWS6.14)

15 各選手伴走船は船の両側に、競技者の番号を示さなければならない。(OWS6.15)

16 競技者の制限時間は1位の競技者から、25km未満のイベントの場合30分、25kmは60分、それ以上のレースでは120分離れた場合に退水処分とする。制限時間内にゴールできなかった競技者は退水処分となるが、審判長が認めた場合に限り、そのままゴールまで泳ぎ続けても構わない。但し、その場合はゴールまで泳いでも記録や順位は残らない。(OWS6.16)

17 緊急中止(OWS6.17)

(1) 10km以下のレースで緊急中止する場合、早い段階でレースをリスタートさせる。(OWS6.17.1)

(2) 10km超のレースで緊急中止する場合、先頭泳者がレースの3/4を終了していたら、その順位を審判長に報告する。また、そこまで泳いでいなかった場合、早い段階でリスタートを行う。(OWS6.17.2)

第7条 フィニッシュ

- 1 フィニッシュまでのエリアはブイもしくはガイドローブにて明示し、フィニッシュ地点に近づくにつれて狭くなるものとする。選手伴走船のみがフィニッシュラインに入ることができる。(OWS7.1)
- 2 フィニッシュ用器具は、風、潮の干満もしくは競技者がぶつかるときの力で動かないよう、必要であれば浮き装置に固定され、定位置に固定された垂直な板状であり、少なくとも5mの広さのあるものでなければならない。フィニッシュは、スローモーション機能及び計時機能を備えたビデオ録画装置で撮影され、記録される。(OWS7.2)
 - (1) 計測にはマイクロチップシステムを含む自動計測装置を使用することが望ましい。マイクロチップシステムは10分の1秒単位で正式に記録される。最終順位は、着順審判員の報告やビデオテープに基づき、審判長によって決定される。(OWS7.2.1)
 - (2) マイクロチップを使用する大会において、もしも競技中にマイクロチップを紛失しゴールした場合、その競技者は失格となる。(OWS7.2.2)
- 3 着順審判員及び計時担当員は、常にフィニッシュを観察できる場所に配置する。その場所は、担当競技役員の占有とする。(OWS7.3)
- 4 競技者の代理人は選手伴走船に乗ることができ、万が一、競技者が退水する場合は競技者と会えるようにしておく。(OWS7.4)
- 5 競技者が退水の際には、アシスタントが必要である可能性があることを考慮しておく。(OWS7.5)
- 6 医療チームのメンバーは退水するか否か調査すべきである。治療を受けられるように、椅子を準備しておくべきである。(OWS7.6)
- 7 医療メンバーから競技者に通告があった場合、競技者は休息を取るべきである。(OWS7.7)

第8条 抗議

- 1 競技中に発生した事柄に関する抗議は、競技終了後30分以内にそのチームの監督または主将が、文書で審判長に提出する。また、競技開始前にわかった事柄については、その競技のスタート合図前に審判長に申し出る。
- 2 抗議は、上訴審判団が設置されている競技会においては上訴審判団によって、設置されていない競技会においては、その競技会を主催する本連盟または加盟団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。

第9条 その他

- 1 競技者は、本連盟または加盟団体の特別な承認がない限り、本連盟の競技者資格規定により登録された競技者に限られていなければならない。
- 2 全ての競技者・監督・コーチおよび役員は、「競技会において着用または携行することができる

水泳用具、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」に違反する物品を競技場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体になってはならない。

(1) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。

(2) この項に違反した者は、本連盟の審査によって登録競技者の資格を失う。

3 公式競技会および公認競技会に出場する場合は、競技会出場に対する誓約書を提出しなければならない。誓約書には提出する日の日付を記入し、かつ競技者本人による署名または捺印を必要とする。競技会当日において未成年者の競技会出場には、競技者本人のほか、保護者による署名または捺印を必要とする。

オープンウォータースイミング競技規則

第1刷 2010年4月1日 発行

第2刷 2012年4月1日 発行

* 第2刷は平成24年4月1日以降開催される競技会に適用される。

公益財団法人 日本水泳連盟

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

電話 03-3481-2306

FAX 03-3481-0942